

社団法人日本生物学会は、内閣総理大臣より平成23年3月22日付で公益社団法人として**認定**（PDF）を受け、平成23年4月1日に社団法人の解散登記と公益社団法人の設立登記を行いました。平成23年4月13日に公益社団法人への移行登記を完了しましたのでお知らせいたします。

1. **法人名称**：公益社団法人日本生物工学会
2. **代表理事氏名**：会長 飯島 信司、副会長 原島 俊、副会長 奥村 康
3. **公益目的事業**：
 - 1) 学会誌及び学術図書の発行
 - 2) 学術講演会及びシンポジウムなどの開催
 - 3) 関連学会との連絡及び協力
 - 4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
 - 5) 生物工学に関連する産学連携の推進事業
 - 6) 生物工学に関連する人材育成の推進事業
 - 7) 生物工学に関連する国際協力の推進事業
 - 8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

関連記事：

- ⇒ [【本部だより】日本生物工学会の改革へ向けて](#)
- ⇒ [【本部だより】公益法人制度の施行と日本生物工学会](#)